

広島県告示第百七十二号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十年二月二十八日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地
医療法人社団ヒノ井医院ヒノ井外科医院	広島市安佐南区祇園一の二三五の八